

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和4年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関
緊急支援事業の実施について

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保に向けた取組を継続する観点から、転入院支援について、引き続き補助を行うこととし、交付申請書の提出期限を令和4年10月31日まで延長しますので、下記について御了知のうえ、事業の実施にご協力をお願いします。

※ 改正は下線部分（救急搬送受入支援は申請期間終了のため削除）

記

1. 本事業の案内及び周知

本事業は国の直接補助としているため、補助の申請は医療機関から直接、厚生労働省に行われますが、医療機関に対して円滑かつ迅速に補助金を交付できるよう、本事務連絡の添付資料により、3. の補助の対象となる医療機関に案内していただくとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に周知いただくようお願い申し上げます。

2. 交付申請書の提出

補助を受けようとする医療機関は、令和4年10月31日までに、厚生労働省に交付申請書を提出していただく必要があります。

3. 補助の対象となる医療機関

補助対象となる医療機関は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに都道府県から追加又は新たに新型コロナ患者の確保病床を割り当てられ、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに即応病床とした医療機関となります。

このほか、本事業の補助を受ける医療機関については、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 令和4年8月1日以降に都道府県から追加又は新たに新型コロナウイルス感染症患者の確保病床を割り当てられ、即応病床化した即応病床（「新たな即応病床」という。）を有する医療機関について、令和4年8月1日から令和4年9月30日までのいずれかの日において、当該医療機関の新たな即応病床の病床使用率（当該医療機関の新たな即応病床数に占める新型コロナウイルス感染症患者の入院患者数の割合）が25%以上であること。
- ・ 都道府県から新型コロナ患者の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に必要な情報の入力を実際に行うことにより、入院受入状況等を正確に把握出来るようにしなければならない。

なお、都道府県が保健・医療提供体制確保計画を見直す場合は、保健・医療提供体制確保計画の見直しを検討している旨を予め厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班に連絡した上で、保健・医療提供体制確保計画の変更の報告をするようお願いいたします。

- ・ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班
直通：03-3595-3205、メールアドレス：corona-iryu1@mhlw.go.jp

また、都道府県が新型コロナ患者の確保病床を割り当てた場合には、別添様式1を厚生労働省健康局結核感染症課（以下のメールアドレス）まで報告するようお願いいたします。交付申請書の様式3-3は都道府県に作成していただく必要がありますので、医療機関からご依頼があった場合は速やかにご対応をお願いいたします。

- ・ メールアドレス：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

4. 補助の対象経費及び補助基準額

①補助の対象経費

令和4年4月1日から令和4年9月30日までにかかる以下のア及びイの経費です。

ア 新型コロナ患者の対応を行う医療従事者の人件費（新型コロナウイルス感染症対応手当、新規職員雇用にかかる人件費等、処遇改善・人員確保を図るもの）

※ 従前から勤務する職員の基本給や、新型コロナ患者の対応を行わない職員の給与は、対象となりません（ただし、従前から勤務する職員の基本給は、当該職員の処遇改善を行う場合（新型コロナ患者の受入以降に処遇改善を行った場合を含む。）は補助の対象となります。）。

※ 新型コロナ患者の対応を行う医療従事者の人件費は、補助基準額の補助を受ける場合は、補助基準額の3分の2以上とします。

※ 新型コロナウイルス感染症対応手当の額、支給する職員の範囲については、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合い等を考慮しつつ、医療機関が決定します。ただし、当該病床で働く医療従事者の人件費の十分な確保及び処遇改善を優先するようにして下さい。

イ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費は、補助基準額の3分の1を上限とします。

※ 消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能であり、看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者へ委託することができます。

②補助基準額

補助基準額については、次に定める額となります。

- ・ 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに都道府県から追加又は新たに新型コロナ患者の確保病床を割り当てられ、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに即応病床とした病床。
- ・ なお、「令和4年4月1日から9月30日までの新型コロナ患者の最大即応病床数から令和2年度及び令和3年度で補助を受けた新型コロナ患者の病床数を引いた数」と「令和4年4月1日から9月30日までに都道府県から追加又は新たに新型コロナ患者の確保病床を割り当てられ、即応病床とした病床数」のいずれか低い数を即応病床数の上限とする。

1床あたり4,500千円

<添付資料>

- ・ 補助の対象となる医療機関あて案内文書
- ・ 本事業補助金の概要資料
- ・ 令和4年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金（転入院支援、救急搬送受入支援）に関するQ&A
- ・ 申請書記載例
- ・ 「令和4年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について」（令和4年7月25日厚生労働省発健0725第4号）